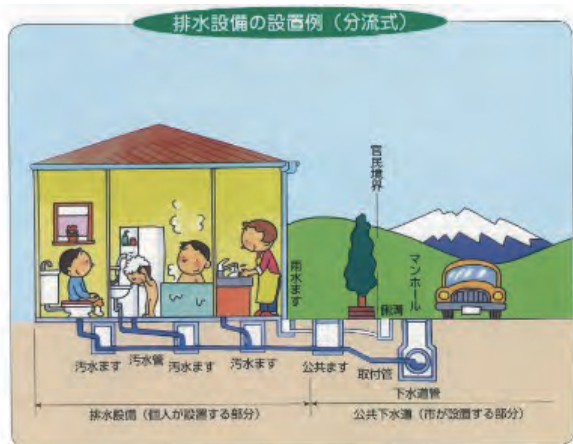


汚水の処理をもっと進めるために — 公共下水道への接続をお願いします —



※分流式・・・トイレ、台所、風呂場などの「汚水」と「雨水」を別々に流す方式。市の下水道は分流式になっているので、雨水は接続できません。

●排水設備を設置しましょう

公共下水道を使用するためには、下水道管の整備だけで終わりません。トイレや台所、風呂などの排水を下水道管まで運ぶ排水設備(排水管や汚水ます)が必要になります。排水設備は、各個人で設置工事や維持管理をしていただきます。

●接続工事は市指定工事店でお願いします

排水設備の設置は、正しい知識と技術に基づいて行われないと排水管の詰まりや悪臭の原因となります。そのため、専門的な知識と技術を持つ排水設備責任技術者が専属する、市が指定した事業所だけが、接続工事を行うことができます。

市が指定する排水設備工事指定工事店であれば、どの工事店でも構いません。工事店は排水設備設置工事のほか、工事に必要な書類手続きも代行してくれます。工事店の一覧は、市ホームページ(右記)をご覧ください。



●公共下水道へは早期接続をお願いします

市が行う公共下水道の整備と併せて、各家庭や事業所の皆さんが下水道に接続していただくことにより、汚水処理を行うことができます。市では、浄化槽またはくみ取り便所から、公共下水道へ切り替える人を対象に、受益者負担金の減免や工事費の一部補助などを行っています。これらの制度を活用し、早期に公共下水道の使用開始をお願いします。

工事費の補助制度は、下水道への接続が可能になってから2年以内の期間限定です。工事に必要な経費は時間が経って安くなるものではありませんので、早期接続が一番経済的です。

減免制度や補助制度を受けるには、所定の期日までに工事が完了していることなどの条件があるので、詳しくは下水道課まで問い合わせください。

下水道受益者負担金減免制度

下水道が使用できるようになってから

1年以内に接続した場合 20万円⇒8万円(12万円減額)

2年以内に接続した場合 20万円⇒14万円(6万円減額)

※新築は対象となりません。詳細は、市ホームページ(右記)をご確認ください。



下水道接続工事費補助制度

下水道が使用できるようになってから

2年以内に接続した場合

最大10万円を工事費に応じて補助

※「工事費が30万円に満たなかった場合」、「事業所や共同住宅を下水道へ切り替える場合」、「新築の場合」は補助の対象となりません。詳細は、市ホームページ(右記)をご確認ください。



下水道や排水設備が整備されると・・・

汚水が地中に埋まっている下水道管を流れていくため、嫌な臭いや虫が発生しません。



浄化槽を撤去して広くなった庭で家庭菜園を楽しむ人もいます。

